

# 多摩市いじめ防止基本方針（令和8年3月改定）【概要版】

令和8年3月  
多摩市教育委員会  
教育指導課

## 1 改定の経緯と趣旨

### 【経緯】

根拠：いじめ防止対策推進法 第12条 多摩市いじめ防止対策推進条例 第8条

- 平成26年 多摩市いじめ防止基本方針 策定
- 平成29年 多摩市いじめ防止対策推進条例 制定
- 同年 多摩市いじめ防止基本方針の一部改定
- 令和 6年 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂（文部科学省）

### 【趣旨】

平成29年の本方針の改定から8年が経ち、いじめ問題を取り巻く状況も変化している。文部科学省は令和6年8月に、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下、「重大事態ガイドライン」とする）を、東京都教育委員会は令和7年6月に「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を改定している。また、本市においてもいじめ重大事態が発生し、その対応について課題も見られる。

このような国や東京都の動向、多摩市の実情を踏まえ、より実効的な方針となるよう改定していく。

## 2 改定の方向性

いじめを「**しない・させない・ゆるさない**」をキーワードにいじめ対応のより実効的な方針に!!

### 💡 方向性 ①

・文部科学省が令和6年8月に改訂した「重大事態ガイドライン」に基づき「重大事態に対する平時からの備え」「重大事態発生時の基本的な対応」「重大事態調査を行うに当たっての基本的な姿勢」「いじめ重大事態発生時の基本的な対応のフロー図」について追記する。

### 💡 方向性 ②

・令和4年12月に改訂された文部科学省「生徒指導提要」の「発達支持的生徒指導」の視点（多様性の配慮・対等な人間関係の構築・自己信頼感の育成・適切な援助希求）を取り入れ、「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育てるような働きかけを盛り込む。

### 💡 方向性 ③

・これまで取り組んできた学校のいじめ防止の取組について、より明確に記載する。（未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対応を明確にする）

## 3 本方針の内容と改定のポイント

- はじめに
  - 1 基本的な考え方
    - (1) いじめ防止等の対策に関する基本理念
    - (2) いじめの定義
    - (3) いじめ防止に関する基本的考え方

- 2 多摩市教育委員会の取組
  - (1) 多摩市いじめ防止基本方針の策定と見直し
  - (2) 多摩市いじめ問題対策連絡協議会の設置
  - (3) 多摩市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置
  - (4) 多摩市いじめ問題調査委員会の設置
  - (5) 多摩市教育委員会が実施する取組

- 3 学校における取組
  - (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
  - (2) 学校内の組織（学校いじめ対策委員会）の設置
  - (3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組

### 👤 改定のポイント

- 「いじめがどの学校でも起こること」「家庭・地域との連携」「加害者への指導や成長支援」について記載

- 多摩市教育委員会が実施する取組と学校の取組を整理し、未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対応を明確にして記載
- 重大事態発生時の対応を明確にして記載

- 学校いじめ防止基本方針、学校いじめ対策委員会の実効的な運用について記載
- 生徒指導提要の「発達支持的生徒指導」の視点を記載